

東京大学学術経営インテリジェンス室内規

令和8年3月19日

プロボスト裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第17条第3項の規定に基づく室としてプロボストオフィスの下に設置される東京大学学術経営インテリジェンス室（以下「室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 室は、本学の研究力向上と戦略的学術経営に資するため、研究者から直接得られた世界の研究の動向に関する実空間の情報を含む研究、教育及び財務に関する諸指標のデータを収集及び分析し、必要なインテリジェンス（収集した情報やデータを分析した結果得られる意思決定に有用な知見をいう。）を学内に提供することを任務とする。

(組織)

第3条 室は、室長、副室長及び室員をもって組織する。

2 室長は、室に前条の任務に係る特定の事項を検討させるために必要な委員会その他の組織を置くことができる。

(室長)

第4条 室長は、理事、副学長又は執行役のうちから、プロボストが指名する者をもって充てる。

2 室長は、室の業務を統括する。

(副室長)

第5条 副室長は、本学の教職員のうちから、室長が指名する者をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐する。

(室員)

第6条 室員は、本学の教職員のうちから、室長が指名する者をもって充てる。

2 プロボストは、前項の室員として適当と認める者を、室長に推薦することができる。

(事務)

第7条 室の事務は、関係部署の協力を得て、本部 IR データ課において処理する。

(補則)

第8条 この内規に定めるもののほか、室の組織及び運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この裁定は、令和8年4月1日から実施する。